

はく落防止ネット設置工の作業手順書

制定・改定日 2022.10.27

項 目	内 容	留 意 事 項
準備(朝礼)	<ul style="list-style-type: none"> 作業打合せ(KY活動) 規制及び作業内容等の確認 作業人員及び車両位置の確認 業務用プレートの確認 使用機械器具の点検 積荷の確認、 墜落制止用器具(ハーネス型・胴ベルト型)の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 安全打合せ書により確認及びKY活動実施 作業員全員への周知徹底 指示内容確認及び運行前点検を確実に進行 使用可能区間の確認 必要な道具類の確認 高所作業車の準備(飛散防止、挟まれ防止) 使用道具の落下防止及び荷台へのネット設置 点検簿により確実に実施し、不備があれば担当者へ報告
車線規制設置 <small>※一般道の場合には道路使用許可申請書に記載の規制材を設置するもの</small>	<ul style="list-style-type: none"> 規制材の設置 作業車の回送 工事用車両入口から、誘導員の合図により進入 	<ul style="list-style-type: none"> 規制手順書に基づき規制の実施 法定速度、車間距離 ハザードから方向指示器への切り替え 防護資材を適切に配置する 防護車の離隔距離(60m) ハンドル切り、車止めの徹底
位置出し	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業車の設置 工事着手前に起工測量を実施して、取り付け位置の墨出しを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業車の確実な設置(アウトリガーの張出し、敷き板、輪止め) 支障となる設置箇所の草刈り、伐採を行う 有資格者の機械作業 墜落制止用器具の確実な使用(別紙、条件参照) 使用道具、材料の落下防止 作業に合った保護具の使用(メガネ、マスク) 挟まれ防止対策の実施 ※設置が困難な場合には監視員を配置する
ネット取り付け	<ul style="list-style-type: none"> 所定の位置にアンカー孔を削孔し、アンカー・アイボルトワンサイドボルトを取り付ける アイボルトにワイヤーを通して、接続金具で接続する スナップフック(カラビナ)を用いて、ワイヤーにネットを取り付ける スナップフック(カラビナ)間の隙間をインシュロックで止め固定する 	<ul style="list-style-type: none"> 有資格者の機械作業 作業に合った保護具の使用(メガネ、マスク) 使用道具、材料の落下防止
現場跡片付け	<ul style="list-style-type: none"> 使用道具、材料の片づけ 使用機械の格納 工事用車両入口から、誘導員の合図により進入 	<ul style="list-style-type: none"> 使用道具、材料の置き忘れ防止(確認) 作業現場の清掃 流出車両運転手と誘導員の打ち合わせの実施
車線規制回収	<ul style="list-style-type: none"> 規制材の回収 	<ul style="list-style-type: none"> 規制手順書に基づき車線規制の回収
片付け(終礼)	<ul style="list-style-type: none"> 終礼の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ヒヤリ、ハットの抽出 業務プレートの確認、返納

作業編成(標準)			機材		資材		安全器具・保護具	
作業責任者	1	名	2tトラック	インパクトドライバー	JKネット	インシュロック	ヘルメット	墜落制止用器具
現場監視員	1	名	スーパーデッキ	ブロワー	ワイヤー		反射(自発光)チョッキ	
作業員	2	名	橋梁点検車	ほうき	ワイヤークリップ		警笛	
			発電機	角スコップ	カットアンカー		防塵マスク	
			ハンマードリル	ハンマー	アイボルト		保護メガネ	
			ディスクサンダー		スナップフック		耳栓	

※現場で作業手順を変更する場合は作業を中止し、作業責任者からメンテ名古屋担当者に報告・相談する。

■注意事項(共通の指導事項)

- 有資格者による、機械作業を行う。
- 機械設置箇所の安全確保を確実に進行。
- 作業に合った保護具を使用する。特に墜落制止用器具は確実に使用する。
- 車両の誘導を確実に進行。
- 手持ち式振動工具については取扱を十分理解し、使用する。
- 一人作業の禁止

■条件

- 5m以下は「胴ベルト型」の使用も可能とするが、新基準適用のものを使用するものとする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合には、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- 作業床があり、囲い、手すり等を設けている箇所で作業する場合には、「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。
- ブーム式高所作業車を用いて作業を行う場合には、5m以下のみの作業は「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。※なお、作業で5mを超える可能性がある場合には、「フルハーネス型」を使用するものとする。
- 垂直昇降式高所作業車を用いて作業を行う場合には、「胴ベルト型(新基準適用)」の使用も可能とする。
- 巻き取り式ランヤードについては、「第2種」の使用も可能とするが、5m以下で使用する場合には、落下時に地面に到達しない場所にフックが取付可能なことを必ず確認のうえ、使用するものとする。